

潮流  
未来

広報

# いたこ

## Contents

### 特集

#### 潮来市の台所事情 .....P 2~3

- ・潮来市職員の給与を公表.....P 4~5
- ・「市民憲章を考える会」を発足.....P 6
- ・シティ ニュース フラッシュ .....P 7
- ・完全学校週5日制のスタート.....P 8
- ・スクールトピックス.....P 9  
延方幼稚園・うしほり幼稚園
- ・シリーズ 男女共同参画社会 .....P 10
- ・シリーズ 市長室から⑩ .....P 11
- ・3月のカレンダー.....P 12



3

2002 March

知っておきたい旧両町の事業成果

## 特集

潮来市の

# 台所事情

歳出決算額182億3,639万円

平成12年度の旧両町の決算が、議会で認定され確定したの  
でお知らせします。

旧両町の決算は、年度の初めに決定される予算をもとにいろいろな事業がどのように行われたか、収入は確実に入ってきたかなどを確認するものです。

市民のみなさんといっしょに、税金や最近よく耳にする地方交付税などの使い道についてみていきたいと思います。

ところで自治体の  
お財布はいくつ？

みなさんのお財布は通常1つですが、自治体は目的に応じていくつかのお財布をもっています。

1 つ目のお財布は、学校や公民館の事業を行う教育費、社会福祉や保育所の運営のための民生費など、標準的な行政を運営するために利用するためのもので、一般会計と呼ばれています。この会計のなかでみなさんが納めた税金や地方交付税などが経理されそれぞれの分野で使われています。

2つ目のお財布は、特定の目的のために金銭の出入りを独立させた特別会計というお財布です。

12年度に設置されていた特別会計は、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計、土地取得事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保

険特別会計、墓地事業特別会計の7つとなっていて一般会計と分離して管理されています。

3 つ目のお財布は、地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計です。簡単にいうと民間企業とおなじように事業の経営収入で事業を賄う会計です。潮来市では、水道事業会計と工業用水道事業会計がこれに当たります。

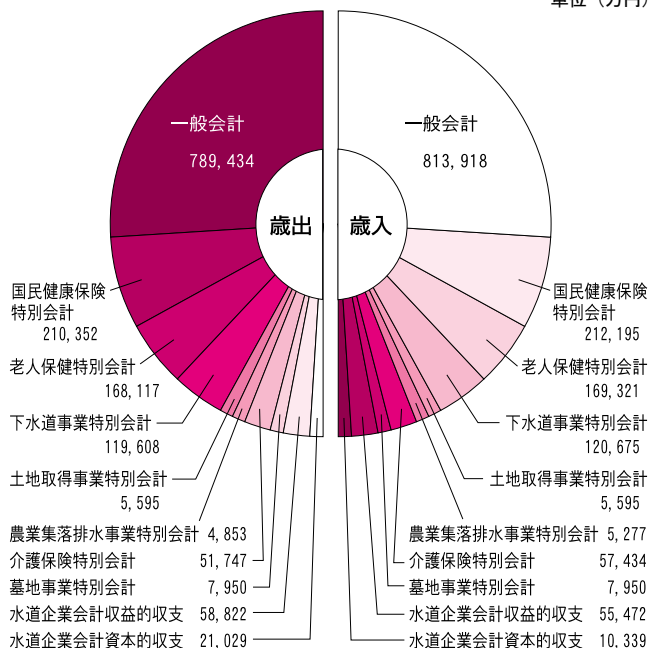
旧両町は  
黒字それとも赤字？

平成12年度の歳入歳出決算額を  
お財布毎に表にすると、下表のよ  
うになります。みて頂くとわかる  
ようにいずれも黒字となっていて、  
「なんだ、財政が厳しい厳しいと  
いっている割にはちゃんと黒字に  
なっていて大丈夫じゃないか。」  
と思われるかもしれません。

しかし、12年度は3億4、517万円の基金繰り入れを行いました。基金というのは一般にいう貯金のようなもので、ここ何年か毎年のように基金（貯金）をおろしています（これを基金の繰り入れといいます）。またみなさんが車を買ったり、家を建てる時にローンを組みますが、市も学校などの公共施設をたてたり、下水道を建設したりといった場合にはローンを組みます（これを起債といいます）。ちなみにローンの返済に関する費用を公債費といいます）、平成12年度は全会計あわせて8億

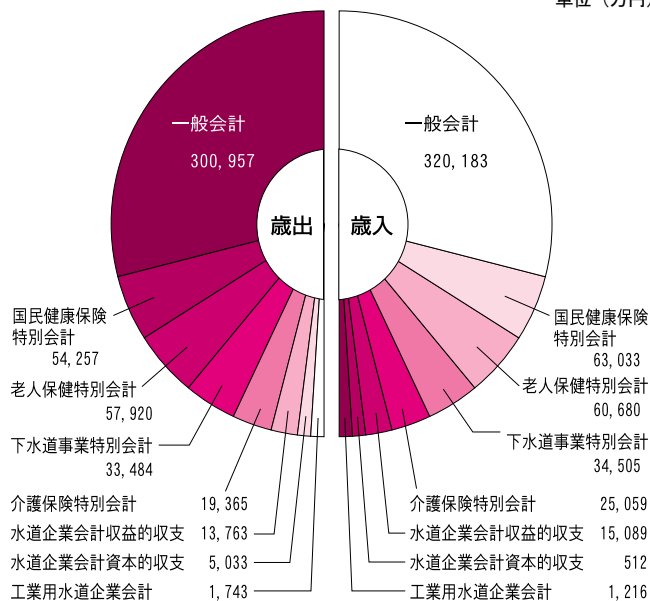
平成12年度 潮来町歳入歳出決算額

单位 (万円)



平成12年度 牛堀町歳入歳出決算額

单位 (万元)



7、460万円借りいれました。  
このような状況が毎年のように続いていくと、当然貯金が底をつき、ローンの返済が出来なくなり、市の運営が出来なくなるので非常に厳しい状態となってしまいました。

## 一般会計について

特定の目的をもつ国民健康保険や下水道事業などの特別会計を除いた基本的な行政を運営する会計を一般会計といい、自治体のお財布の中で、基本的で一番規模の大きいお財布となります。この一般会計について詳しくご紹介します。

一般会計は市民の税金や国・県からの補助金・地方交付税を主な財源として、福祉・教育・土木などの事業を実施しています。

## 歳入 113億4、101万円

(前年度比 マイナス9.1%)

一般会計の歳入総額は、113億4、101万円で、合併前の町単位の内訳は、潮来町が81億3、918万円、牛堀町が32億183万円となりました。

前年度に比べ両町とも減収となっておりませんが、これは景気の低迷による町税の減収、また地域振興券交付事業交付金や介護保険円滑導入臨時交付金事業、少子化対策臨時特別交付金等の国庫支出金が減収になったことによるものです。

## 歳出 109億391万円

(前年度比 マイナス9.9%)

一般会計の歳出総額は、109億391万円で合併前の町単位の内訳は、潮来町が78億9、434万円、牛堀町が30億957万円となりました。

前年度に比べ両町とも減額と

## 監査意見書より(抜粋)

決算にあたって市では潮来市監査委員である飯嶋 悟、小峰義雄両氏に監査を受けました。その意見書の内容から主なものを紹介します。

潮来町の決算について

- ・本町の財政は厳しい状況であり、自然好転は期待できないと予想される。事務・事業ごとに費用と効果を評価し、住民生活の福祉向上に行政機能を十分に発揮できるよう改革されなければならない。
- ・執行体制は内部牽制を確保するとともに、誤びゆうを防止する制度となっているが、又行政目的を達成するに適当かについても常に検討されたい。

歳入

- ・収入未済額の増加、収入率の低下の状況を認識し、徴収機構に不備はないか、納税意識の啓発は充分かを検討し、かつ滞納の防止対策を適正に実施し、時効による不納欠損が発生しないよう更なる対策を講ずること。

## 歳出

- ・行政需要は量的、質的に拡大・複雑多様化の傾向にある。最小の費用で最大の効果をあげる施策を実施し、住民のニーズに対応した行政が求められている。
- ・委託料について、委託することの必要性和効果(直接実施した場合の当該事務に要する経費との比較)を充分検討するとともに、常にコスト意識を踏まえて、改善の方向で執行されたい。

なっておりませんが、これは目の出

中学校建設工事が完了したことや、かすみ保健センター建設工事が完了したことがおきな理由となっています。また、牛堀町では合併に伴い12年度の債務の一部が潮来市へ引き継がれたため例年と比べて決算額が少なくなっています。

牛堀町の決算について

- ・本年度予算執行は、前年対比では低下しているが、平成13年3月31日での打ち切り決算のため執行率については、対比は困難である。収入未済額及び不用額が大幅増の決算であるが、残債務・債権ともに新潮来市に引き継がれている。

歳入

- ・依存財源である地方債発行及び基金繰入れによる財政運営を見直し、自主財源の確保に重点を置いた諸施策が必要である。

## 歳出

- ・長期的な景気低迷により、町民税等の減収が予想されるため、一層の合理化と効率的な財政運営が不可欠である。今後とも人件費・扶助費・公債費の義務的経費の構成比が高い比率となると予想されるため、充分な対応を講じられたい。

## 平成12年度の主な事業

|         |               |           |
|---------|---------------|-----------|
| 福祉・保健事業 | 保育所事業         | 6億5,736万円 |
|         | 医療福祉費支給事業     | 1億6,052万円 |
|         | 児童手当支給事業      | 7,919万円   |
|         | なめがた地域総合病院負担金 | 5,139万円   |
|         | 高齢者福祉事業       | 2,673万円   |

|        |                  |           |
|--------|------------------|-----------|
| 環境衛生事業 | 潮来・牛堀2町環境衛生組合負担金 | 8億8,740万円 |
|        | 墓地事業繰出金          | 5,600万円   |
|        | 広域火葬場負担金         | 4,696万円   |
|        | 合併浄化槽設置事業        | 686万円     |

|      |              |           |
|------|--------------|-----------|
| 教育事業 | 潮来第一中学校改築事業  | 5億2,450万円 |
|      | 艇庫改築事業       | 1億7,898万円 |
|      | 統合小学校建設事業    | 9,493万円   |
|      | 学校給食事業       | 5,569万円   |
|      | かすみ町民プール建設事業 | 4,630万円   |
|      | IT推進事業       | 2,049万円   |

|      |           |           |
|------|-----------|-----------|
| 一般行政 | 広域消防事業負担金 | 3億9,153万円 |
|      | 道の駅建設事業   | 6,339万円   |
|      | 地域活性化イベント | 1,644万円   |
|      | 地籍調査事業    | 1,594万円   |
|      | 前川周辺整備事業  | 1,005万円   |
|      | 広域行政調査費   | 899万円     |
|      | 花いっぱい運動事業 | 575万円     |
|      | 国際交流調査事業  | 429万円     |

|        |                |           |
|--------|----------------|-----------|
| 産業振興事業 | 水田農業経営確立対策奨励事業 | 1億4,320万円 |
|        | 排水対策特別事業       | 3,282万円   |
|        | 水環境整備事業        | 1,943万円   |
|        | 条件整備特別対策推進事業   | 1,685万円   |
|        | 自治金融保証料補給金     | 1,591万円   |

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 土木事業 | 道路新設改良事業 | 3億8,140万円 |
|      | 道路維持事業   | 8,449万円   |
|      | 公園整備事業   | 4,136万円   |

# 潮来市職員の 給与を公表します

潮来市職員の給与は、地方公務員法に基づいて潮来市職員の給与に関する条例で定められています。給与の月額は、すべて議会の審議を経て決められていますが、市民のみなさんのご理解をいただくため今後は毎年公表してまいります。

## 1. 人件費の状況（平成12年度普通会計決算）（潮来町・牛堀町の合計）

| 住民基本<br>台帳人口          | 歳 出 額<br>A | 実質収支     | 人 件 費<br>B | 人件費率<br>B / A |
|-----------------------|------------|----------|------------|---------------|
| 32,300人<br>H13年4月1日現在 | 108億9,901万 | 4億1,159万 | 25億9,200万  | 23.8%         |

- （注）1. 人件費とは、一般職員の給与（給料手当）、退職手当、共済組合負担金、特別職の給料、報酬などをいいます。
2. 普通会計とは、どこの市町村にも共通する行政の会計をまとめたものです。潮来市では、一般会計と土地取得事業特別会計が含まれています。
3. 実質収支（当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額）  
＝歳入総額－（歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源）

## 2. 職員給与費の状況（普通会計予算）

| 職員数<br>A | 給 与 費     |          |              |           | 一人あたりの<br>給 与 費<br>B / A |
|----------|-----------|----------|--------------|-----------|--------------------------|
|          | 給 料       | 職員手当     | 期末・勤勉<br>手 当 | 計<br>B    |                          |
| 296      | 12億2,536万 | 1億6,177万 | 5億3,252万     | 19億1,966万 | 648万5,300円               |

- （注）1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。
3. 休職者は含んでおりません。

## 3. 一般行政職の級別職員数の状況（平成13年4月1日現在）

| 区 分          | 1 級        | 2 級      | 3 級      | 4 級      | 5 級  | 6 級  | 7 級        | 8 級       | 9 級      | 計   |
|--------------|------------|----------|----------|----------|------|------|------------|-----------|----------|-----|
| 標準的な<br>職務内容 | 主事補<br>技 手 | 主事<br>技師 | 主事<br>技師 | 主幹<br>技幹 | 係長   | 係長   | 課長<br>課長補佐 | 課長<br>副参事 | 部長<br>参事 |     |
| 職員数（人）       | 1          | 6        | 28       | 58       | 34   | 58   | 23         | 15        | 7        | 230 |
| 構成比（%）       | 0.4        | 2.6      | 12.2     | 25.2     | 14.8 | 25.2 | 10.0       | 6.5       | 3.0      |     |

（注）潮来市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。（教育職、企業職、技能労務職等は含まれておりません。）

## 4. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

|             | 潮 来 市                      | 茨 城 県                      | 国                          |
|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 平均給料<br>月 額 | （平成13年4月1日現在）<br>34万5,200円 | （平成12年4月1日現在）<br>35万3,983円 | （平成12年4月1日現在）<br>32万6,106円 |
| 平均年齢        | 40.9歳                      | 41.7歳                      | 39.9歳                      |

## 5. 職員の初任給の状況（平成13年4月1日現在）

|       |       | 潮 来 市     | 国                             |
|-------|-------|-----------|-------------------------------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 18万8,900円 | I種 18万9,000円<br>II種 17万4,400円 |
|       | 高 校 卒 | 15万1,800円 | 14万1,900円                     |

## 6. 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成13年4月1日現在）

|       | 経 験 年 数   |           |           |
|-------|-----------|-----------|-----------|
|       | 10 年      | 15 年      | 20 年      |
| 大 学 卒 | 27万7,800円 | 33万1,200円 | 36万4,500円 |
| 高 校 卒 | 21万9,500円 | 27万7,800円 | 33万1,200円 |

# 7. 職員手当の状況（平成12年度支給割合）

| 区 分                  | 潮 来 市                                    |           |            | 国                                        |           |            |
|----------------------|------------------------------------------|-----------|------------|------------------------------------------|-----------|------------|
| 期末手当<br><br><br>勤勉手当 |                                          | 期末手当      | 勤勉手当       |                                          | 期末手当      | 勤勉手当       |
|                      | 6 月                                      | 1. 45 月分  | 0. 6 月分    | 6 月                                      | 1. 45 月分  | 0. 6 月分    |
|                      | 1 2 月                                    | 1. 60 月分  | 0. 6 月分    | 1 2 月                                    | 1. 60 月分  | 0. 55 月分   |
|                      | 3 月期                                     | 0. 55 月分  |            | 3 月期                                     | 0. 55 月分  |            |
|                      | 計                                        | 3. 60 月分  | 1. 2 月分    | 計                                        | 3. 60 月分  | 1. 15 月分   |
|                      | 職制上の段階、職務の級等による加算措置                      |           | 有り         | 職制上の段階、職務の級等による加算措置                      |           | 有り         |
| 退職手当                 |                                          | 自己都合      | 勧奨・定年      |                                          | 自己都合      | 勧奨・定年      |
|                      | 勤続 20 年                                  | 21. 0 月分  | 28. 875 月分 | 勤続 20 年                                  | 21. 0 月分  | 28. 875 月分 |
|                      | 勤続 25 年                                  | 33. 75 月分 | 44. 55 月分  | 勤続 25 年                                  | 33. 75 月分 | 44. 55 月分  |
|                      | 勤続 35 年                                  | 47. 5 月分  | 62. 7 月分   | 勤続 35 年                                  | 47. 5 月分  | 62. 7 月分   |
|                      | 最高限度                                     | 60. 0 月分  | 62. 7 月分   | 最高限度                                     | 60. 0 月分  | 62. 7 月分   |
|                      | その他の加算措置                                 |           |            | その他の加算措置                                 |           |            |
|                      | 定年前早期退職特例措置 勧奨の場合：20年以上 2 号<br>10年以上 1 号 |           |            | 定年前早期退職特例措置（2 %～2 0 %加算）<br>退職時特別昇給 1 号級 |           |            |
|                      | 退職時特別昇給 1 号給～ 2 号給                       |           |            |                                          |           |            |

| 区 分        | 内 容                                 |                          | 支 給 額                                    | 国の制度との異同 |
|------------|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------|----------|
| 扶 養<br>手 当 | 1. 配偶者                              |                          | 16,000 円                                 | 国と同      |
|            | 2. 配偶者以外の扶養親族                       |                          |                                          |          |
|            | ①扶養親族である配偶者を有する場合                   | 2人まで                     | 6,000 円                                  |          |
|            | ②扶養親族でない配偶者を有する場合                   | その他<br>1人目<br>2人目<br>その他 | 3,000 円<br>6,500 円<br>5,500 円<br>3,000 円 |          |
|            | 3. 子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき |                          | 5,000 円加算                                |          |
| 住 居<br>手 当 | 1. 自宅                               |                          | 1,000 円                                  | 国と同      |
|            | 2. 新築または購入住宅                        | 5年間                      | 2,500 円                                  |          |
|            | 3. 借家・借間                            | 最高限度支給額                  | 27,000 円                                 |          |
| 通 勤<br>手 当 | 1. 交通機関                             | ア全額支給限度額<br>イ最高限度支給額     | 40,000 円<br>45,000 円                     | 国と異      |
|            | 2. 交通用具利用者                          | 2 km未満                   | 2,000 円                                  |          |
|            |                                     | 2 kmから 3 km              | 5,000 円                                  |          |
|            |                                     | 3 kmから 4 km              | 8,500 円                                  |          |
|            |                                     | 4 kmから 5 km              | 11,000 円                                 |          |
|            |                                     | 5 kmから 6 km              | 13,500 円                                 |          |
|            |                                     | 6 kmから 7 km              | 16,000 円                                 |          |
|            |                                     | 7 kmから 8 km              | 18,500 円                                 |          |
|            |                                     | 8 km以上                   | 21,000 円                                 |          |

# 8. 特別職の報酬等の状況（平成13年4月1日現在）

| 区 分 | 給料・報酬の月額<br>（平成13年4月1日現在） |           | 期末手当<br>（平成12年度支給割合）                                       |
|-----|---------------------------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 市長  | 給 料                       | 78万4000 円 | 6 月期 1.45 月分<br>12 月期 1.60 月分<br>3 月期 0.55 月分<br>計 3.60 月分 |
| 助役  |                           | 60万8000 円 |                                                            |
| 収入役 |                           | 57万7000 円 |                                                            |
| 議長  | 報 酬                       | 32万7000 円 |                                                            |
| 副議長 |                           | 27万9000 円 |                                                            |
| 議員  |                           | 25万9000 円 |                                                            |

# 10. 定員適正化計画の数値目標

## ①定員適正化目標

定員の適正化につきましては、今年度策定中の行財政改革大綱において数値目標を明確に定める予定です。

なお、平成12年度に合併協議会が策定した、合併建設計画における定員適正化の目標は合併10年後の平成22年までに職員数を約46人削減し336人から290人にする計画です。

# 9. 部門別職員数の状況（平成13年4月1日現在）

| 部 門                   |       | 職 員 数   |
|-----------------------|-------|---------|
| 一<br>般<br>行<br>政<br>職 | 議 会   | 4 人     |
|                       | 総務企画  | 8 3 人   |
|                       | 税 務   | 2 0 人   |
|                       | 民 生   | 4 5 人   |
|                       | 衛 生   | 2 7 人   |
|                       | 農林水産  | 2 1 人   |
|                       | 商 工   | 7 人     |
|                       | 土 木   | 2 6 人   |
|                       | 小 計   | 2 3 3 人 |
| 特 別<br>部 門            | 教 育   | 6 4 人   |
|                       | 小 計   | 6 4 人   |
| 普通会計                  |       | 2 9 7 人 |
| 公 営<br>企 業<br>等 部 門   | 水 道   | 1 2 人   |
|                       | 下 水 道 | 1 2 人   |
|                       | そ の 他 | 7 人     |
|                       | 小 計   | 3 1 人   |
| 合 計                   |       | 3 2 8 人 |

# 「市民憲章を考える会」を発足

1月31日（木）潮来市役所議員控室において第1回「市民憲章を考える会」を開催。会長に今泉元成氏、副会長に加藤節子氏が選出されました。また、同日委員14名に委嘱状が交付されました。

「市民憲章を考える会」では新生「潮来市」の象徴ともなる市民憲章を、原案から全委員によって考え検討したものになろうと話合われました。また、今まで以上に市民に親しまれ心に残る潮来らしい市民憲章になろうと各委員から意見が出されました。

4月初旬には市民の皆様へ発表できるように、委員全員で精一杯取り組んで参りますのでご期待下さい。

次回の広報紙では、市民の皆様へ憲章の素案を公表しご意見・提言を受ける予定になっております。



## 〈 市民憲章考える会委員 〉

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 今 泉 元 成 |
| 副会長 | 加 藤 節 子 |
| 委 員 | 石 橋 達 朗 |
| "   | 井 上 精 二 |
| "   | 小 沼 昭 郎 |
| "   | 兼 平 和 郎 |
| "   | 下 河 よし子 |
| "   | 内 藤 晴 美 |
| "   | 根 本 徳 男 |
| "   | 藤 崎 忠 徳 |
| "   | 宮 本 文 雄 |
| "   | 茂 木 フミ子 |
| "   | 吉 川 俊   |

## 〈 今後のスケジュール 〉

| 課 題                                           | 委員各自で素案を作成                                                                     |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 2月14日（木）<br>13：30～                            | 第2回「市民憲章を考える会」<br>1. 委員全員の素案について検討審議<br>2. スタイルの決定                             |
| 課 題                                           | もう一度各自で素案作成                                                                    |
| 2月28日（木）<br>19：00～                            | 第3回「市民憲章を考える会」<br>1. 憲章審議 2. 案の絞り込み                                            |
| 課 題                                           | 各自の意見をまとめる                                                                     |
| 3月14日（木）<br>13：30～                            | 第4回「市民憲章を考える会」<br>1. 憲章審議 2. 憲章素案完成                                            |
| 広報紙掲載（3月下旬発行）<br>憲章の素案を公表し、市民の皆様よりご意見・提言をいただく |                                                                                |
| 3月28日（木）<br>19：00～                            | 第5回「市民憲章を考える会」<br>1. 市民からの意見・提言をもとに憲章素案の手直し<br>2. 憲章完成<br>3. 市民憲章実践委員会（仮称）について |

## 市民憲章ってなあに！

わたしたちのまちをより住み良く、より幸せに、住民が明るく豊かさを実感できるまちにするためみんなで守り、実行しようという市民共通の指針。市民一人一人の心のよりどころとなるものです。

## 潮来市市民憲章

水郷潮来に住む私達は、水と緑の自然に恵まれています。ここに、より豊かな住み良いまちをつくるためこの市民憲章を定めます。

1. みんなでできまりを守りましょう。
2. みんなで公共の物を大切にしましょう。
3. みんなでお互いに親切にしましょう。
4. みんなが健康で明るいまちにしましょう。
5. みんなが教養を高め文化のまちにしましょう。
6. みんなが自然を愛し美しいまちにしましょう。

\*現在、潮来市では旧潮来町の町民憲章を継承しています。

## 善意銀行（1月分）（敬称略）

|                |         |
|----------------|---------|
| 松信 コウ          | 2,000円  |
| 潮来市家畜衛生指導協会    | 27,335円 |
| 匿名希望           | 2,000円  |
| 水府流吟道吾風会 大川 吾風 | 30,000円 |
| 井上 春雄          | 500円    |
| 自彊術普及会 鈴木 久子   | 10,000円 |
| 川尾区            | 1,000円  |
| 潮来小昭和59年度卒業生一同 | 26,571円 |
| 匿名希望           | 511円    |

## お知らせ

## 河川整備計画の策定について

茨城県では河川法に基づき、具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定を進めております。この度、霞ヶ浦に流入する県管理河川に関して、学識経験者等からなる検討委員会の開催、皆様からの意見募集を実施し、関係機関との協議を経て、「霞ヶ浦圏域河川整備計画」を策定しました。

計画書については、平成14年3月11日（月）より、次の閲覧場所でご覧になることができます。

- 閲覧場所 茨城県河川課（県庁19階）  
TEL 029-301-4485  
潮来土木事務所  
TEL 0299-62-3724（代表）

## 日の出2丁目

### 清掃作業に充実感

#### 住民～企業～行政の連携プレー



日の出2丁目区と建設業者、潮来市役所が2月10日、日の出2丁目北側の側溝清掃に汗を流しました。

日の出地区では、大雨になると側溝から水があふれ出し、十分な排水ができない状態でした。日の出地区は良好な住宅地である以上、道路の浸水防止のためにも、側溝清掃の必要性がさげばれていました。しかし、日の出地区は広範囲であるため、自治体の力だけでは清掃作業に踏み切れないでいました。そこで、住民・企業・行政が手を取り合いボランティアによる側溝清掃を実現させ、3年目をむかえました。

清掃作業には、建設業者から延べ24名、日の出2丁目区より50名、市役所職員19名、計93名が参加。午前8時、日の出第3児童公園に集合。建設業者からはパワーショベルやダンプカーが持ちよられた。各般に分かれて作業に当たり、心地よい汗をかきながら長年側溝に堆積した土砂を集めました。参加者からは「きれいになって気持ちがいいですね。こんなにたくさんの土が側溝に入っているのは雨も流れませんよね。これからも自分たちでできることは行っていききたいですね。」との声が聞かれました。



### 「水郷潮来」の自然の豊かさを 延方小学校から全国へ発信

1月25日(金)、延方小学校(十字俊雄校長)において、延方小学校『延方ふれあい水族館(フイスイランド)』の開会式を迎えました。

水族館の中には児童が北浦で実際に採ってきたエビや魚、カニなどのほか、地域の方々に寄付していただいた魚介類を含め36種類が元気に生息。一番大きい水槽(幅約2m)は、八街町の活魚・大衆料理店の軒先にあったものを譲っていただいたもの。児童も資金作りのための竹炭づくりに係わるなどして学校・家庭・地域の三位一体となって完成したものです。

「このふれあい水族館は『屋内ビオトープ』。水族館は学校の宝ではありますが、同時に『地域の財産』でもあります。この財産を大事にすることが私たちのこれから課題です。今後はいかに学習で活用していくか、子どもたちと共に考えていきたいですね。」と十字校長よりあいさつ。

今泉 和市長は「延方小学校で水槽を集めていると耳にしていたので、どんなものができるのか楽しみにしていた。まだまだ潮来には自然が残っている

### 鬼がやってきた



2月1日、社団法人潮来青年会議所(理事長：風間正市)主催により節分を目前にして津知幼稚園、慈母幼稚園、スサキ保育園を訪れました。

同所のメンバー二人が鬼に変装し、園児たちにかんりのインパクトを与えましたが、年長さんたちは鬼に負けず、元気に豆まきをして反撃をしました。鬼を退治した後は福の神が登場し、園児たちにたくさんのおみやげを手渡しました。

訪問を受けたスサキ幼稚園長は「鬼の来園は楽しみ。恐いものがあると先生の言うことを聞いてくれるんです」と話す。

この催しは今回で4年目を迎えました。きっかけは『潮来青年会議所の活動内容のPRの一つとして、子どもたちとのふれあいを大切にしようと、節分の日の鬼役と決めました。幼稚園や保育園では人気があり「ぜひ来年も来てください」と頼まれます』と会長さん。一日では市内全部の幼稚園や保育園を回りきれないので、年3～4ヶ所の来園を目標に行っているそうです。

### 人命救助者に感謝状贈呈



行方南部消防署(署長：真家正隆)では、1月25日(金)に潮来市延方在住の塙 三郎さん、鈴木 美知男さん、鈴木 光江さん、土子 源一

さんの4名に感謝状を贈呈しました。

塙さんら4名は去る1月8日、自転車で運転操作を誤り排水路に転落し、自力脱出不能になった救急事故を発見し、4名が協力して傷病者を排水路から引き上げると共に、的確な通報と適切な救急処置を実施した行動が、尊い人命を救出したものです。

と感じました。4月からは新入生も入ってくるので『潮来の水辺には素晴らしい生き物がいる』ことを勉強してもらいたいと思います。」とあいさつ。

また開会式の後、同体育館において児童が自分たちで調べた生態やわくわく体験で実際に金で竹炭づくりを行った様子の説明が発表されました。水族館は屋内ビオトープを目指してつくり、「自然と共存していく大切さを学んだことなど今後学校全体をビオトープにしていきたい」と説明がありました。

高田 夏希さん(6年生)より

今日は待ちに待った延方ふれあい水族館の開会式。私たちは休み時間や放課後になると、魚たちの観察を楽しんでいます。これもPTAをはじめさまざまな地域の方の協力のおかげです。その結果このような素晴らしい水族館が完成することができました。水槽の中には私たちが北浦で採ってきたエビや魚がいます。身近にこんなにもたくさんの魚介類がいることに驚かされました。改めて水郷潮来の豊かさを実感しました。そして「かけがえのない自然環境」を私たち自身の手で残すことができるよう努力していきたいです。今回の水族館建設を機に、水郷潮来の自然の豊かさを延方小学校から全国へ発信していきたいです。

平成14年4月から

# 完全学校 週5日制のスタート!

## 毎週土曜日が休みになります

完全学校  
週5日制は

子どもたちが、土・日の休みを生かして、充実した活動や生活ができるよう、学校・家庭・地域社会全体で、子どもたちの健やかな成長を促すことをねらいとしています。

子どもたちの健やかな成長を促すために

### 家庭や地域社会の中で次のような取り組みをお願いします。

#### 家庭ではぜひこの5項目を

- 会話をふやし、家族の絆を深めよう
- 子どもの生活に時間とゆとりを与えよう
- 子どもの良いところをほめて伸ばそう
- 遊びを重要視し、自然の中で伸びやかに遊ばせよう
- 異年齢集団の活動に積極的に参加させよう

#### 地域ではぜひこの3項目を

- 地域で子育てを支援しよう
- 地域の行事に子どもたちをもっと参加させよう
- ボランティア、スポーツ活動、青年団体活動を活発に展開しよう

### 学校はこのようにかわります。

- 子どもたちに「確かな学力」と「たくましく生きる力」を育みます。
- 地域との連携を深めます。
- 学校施設の開放を進めます。
- 休みの活用のしかたについてガイダンスします。
- 各公共施設等で開催される事業の情報をお知らせします。

### 行政ではこのように推進していきます。

- 施設や関係諸機関（生涯学習課・各地区公民館等）では、子どもたちの奉仕や体験活動・高齢者とのふれあい等の行事を計画します。
- 土日に活用できる施設等は市広報紙、リーフレット等で紹介します。
- 指導者の育成・発掘に努めます。
- 家庭の教育力を充実するための講演会・教室を開催します。

子どもの体験活動や子育てを支援する  
事業、施設、団体、グループ、指導者、  
ボランティアに関する

## 情報を募集

潮来市教育委員会生涯学習課では、子どもの体験活動や子育てを支援する事業、施設、団体・グループ、指導者、ボランティアに関する情報を公的機関ばかりではなく民間からの情報も含めて幅広く募集しています。

イベント、家族や友達で楽しめる場所・施設など情報がありましたらよろしくお願いします。

潮来市教育委員会生涯学習課

電話番号：0299-64-2611 内線633  
FAX：0299-64-5959

潮来市では、平成14年4月から実施される「完全学校週5日制」に向けて、昨年10月から4回にわたり、市内学校長、PTA、社会教育委員そして各種団体の代表による潮



潮来市学校週5日制  
検討委員会答申出される

来市学校週5日制検討委員会を設け、審議してきました。市内児童生徒及び保護者1,774人にアンケート調査を実施し、集計結果をもとに、答申がまとめられ、2月12日、高村孝之委員長から渡辺教育長へ提出されました。答申の中味は、①学校外活動のプログラム提供体制の整備、②完全学校週5日制の家庭・地域への周知と啓発及び家庭の教育力の充実、③学校の役割についてです。この答申にのっとり実施に向けて計画してまいります。

## “ふれあい”から育つ“心”

延方幼稚園



延方幼稚園（園長 土子 俊雄 園児数29名）では、平成12～13年の2年間、潮来市福祉部からの委託により、「高齢者とのふれあい事業」を保育の中に取り入れ実践しています。

延方の各地区より、2名ずつ28名の祖父母が交代で来園、園児と共に様々な行事に参加して思い出づくりをしています。

春には幼稚園の畑と一緒に野菜植え、畑づくりプロの方々がゆっくり、ていねいに植え方等を指導して下さいました。その後の給食も食べ物大切さを諭しながらの会食

で、とても有意義な一時でした。

秋は運動会、大きな手と小さな手が一緒にかけっこ、玉入れに参加、両者の息・リズムは何故かとてもよく合います。「昔に帰って楽しませてもらえました。ありがとうございました。」との声が多数聞かれました。園児たちも走る速度を加減したり、玉を拾ってあげたり……と5歳児なりの思いやり、優しさを感じられ、その光景は見ている方までほのぼのという気持ちになりました。この他にも、園児、保護者、高齢者と三世代合同のゲームあそび等、年間カリキュラムの中に5～6回のふれあい活動が取り入れられています。初めは他人同士だった関係が、いつの間にか本当の孫のようになるのです。

核家族化が進む昨今、この“ふれあい”は祖父母にとっても、園児にとっても、大変貴重な思い出、そして体験となり、更には、本園の目指す「優しさと思いやりの心」の育成にもなっています。



## School Topics スクールトピックス

うしほり幼稚園

## 健やかな成長を願って

うしほり幼稚園（園長 明間 信夫 園児数57名）では、開かれた幼稚園経営の一貫として毎月一週間自由参観を設けております。

園児は「先生、おはようございます。今日は、お母さんくるよ。自由参観だね。」と、笑顔で登園してきます。一緒に、折り紙をしたり鬼ごっこをしたりとお家の人と楽しく過ごしております。中には、お子さんの様子を朝から帰りまでお昼も食べずに参観される方もいます。集団の中での子ども様子がわかったり、また担任との話しができたりと成長にプラスになっている部分が多く感じられます。このような雰囲気なので保育が終わってからも何かと相談に見えるお母さん、時にはおばあちゃんも孫の元気な姿を見に行きます。

これからも、核家族化が進む中で家庭・幼稚園共に連絡を密にし子育て支援の役割を担いながら子どもの成長に取り組んでいきたいと考えております。

地域の教育力を活用するということでは、お年寄りを招待し運動会や、いも掘り、やきいも会等をしています。おじいちゃん、おばあちゃんとの温かいふれあいの中でほのぼのとした交流が広がられています。更に、今後は積極的

に外部講師等の活用を図っていきたいと考えております。

昨年10月に創立以来念願でありました園歌ができました。園児達も「今日も、元氣でごあいさつ、みんななかよく手をつなごう」と、毎日大きな声で元氣よく歌っております。

作詞は、元教育長で牛堀在住の藤原鉄司郎先生、作曲は、牛堀出身の吉田彦次先生です。両先生とも牛堀のようすをよくご存じの方でうしほり幼稚園にぴったりの歌です。

これからも、地域や保護者の皆様と共に伸び行くうしほり幼稚園経営を目指して行きたいと考えております。





# ～ 男女共同参画社会 ～

VOL.11

## 男女共同参画社会を考える懇話会(第2回)開催される

～ 本音で語ろう男と女の関係 ～

### 女の本音

こんな本音も聞かれました

わたしは農家で姑もいる。今までのしきたりを変えて行くのは大変。(40才代)

女・男と言うより個人としていきたい。(50才代)

市役所から変わっていかないと市民に浸透しない。(40才代)

職業を持っていたので女性が男性と同等に働く大変さは理解している。このような事業に協力したい。(60才代)

【日時と場所】 平成14年1月24日(木) 午後7時から9時  
潮来市役所会議室

【コーディネーター】 茨城大学助教授 長谷川 幸介 氏

【テーマ】 「あなたの思う男らしさ、女らしさ」

第2回目この「懇話会」は、今回男・女18名の参加で「懇話会」を開催しました。

懇話会の趣旨は、社会環境の激しい変化に伴い、これまでの社会通念や男女のあり方について、男女がそれぞれの思いを語っていただくというものです。

近年、「男は仕事、女は家庭」という固定観念から脱却し、「男女で仕事も家庭も」という流れに変わってきていると思われていますが、それぞれの家庭や職場での現状はどうでしょうか。その本音を話していただきました。

コーディネーターの長谷川先生にミニ講演をしていただき、現代の男女像から、男女共同参画の発祥のお話に至るまで、大変ユニークにお話しいただきました。その後、自由討論を行いました。大変盛り上がり、予定時間をオーバーするほどでした。

### 男の本音

こんな本音も聞かれました

物静かな人女性が良いと思う。(40才代)

男だから女だからとかあまり意識、区別しない。(50才代)

戦前の教育を受けているので正直に自分を出せない。(60才代)

男らしさ女らしさは、倫理観、道徳、モラル等が根底にある。(長谷川助教授)

### 第17回 いたこ男女共同参画会議

## 「女・男のつどい」開催される

～ 男女が豊に生きる社会を目指して ～

【日時と場所】 2月17日(日) 潮来公民館

【第1部】活動発表 交通安全母の会連合会

テーマ 「おんらも参加 交通安全パートⅡ」

【第2部】基調講演 テーマ「輝いて ～男と女が生きるために～」

講師 吉武 輝子(評論家・作家)

今年で17回目の「女・男のつどい」は、県内でも早い男女共同参画事業の取り組みであり、歴史ある事業です。市内の32団体がネットワークを図り研修、学習を実施して事業を推進して行きます。今回も、潮来公民館大ホールには300人以上の方に参加いただきました。第1部の交通安全母の会連合会による活動発表は、独自のシナリオによる寸劇で、特に高齢者対象に交通安全の思想の普及と交通道徳をユーモアを交えての劇に、会場の皆様に笑いの中に交通安全の大切さを訴えました。

第2部の基調講演の吉武輝子さんも圧巻でした。人生

70年を生きてきた自らの体験から湧き出てくる、強さと前向きな考え方、美しさも忘れずと私たちの心に訴えました。アンケートの感想は、生きるパワーを頂いた、感動したとの意見が寄せられました。

ありがとうございました。



### 言葉の豆知識

#### NPO (Non-Profit Organization) とは…

市民活動やボランティア活動をする人々による民間の非営利団体で、活動による収益を私的な利益にしない。

## 市長の責任

「前〇〇市長は〇〇市に対し金3億4千100万円を支払え」

上記は広島高等裁判所で昨年5月に出された判決の主文であり、〇〇市が出資している第3セクターの経営破綻による補助金の支出の適否が問題とされた住民訴訟で住民が勝訴したときのものです。

前市長は市に対し個人で補助金を返還しなければならない。

前〇〇市長が公金3億円余りを横領したというのであれば返還するのは当然のことですが、この第3セクターは前任の元市長が設立した会社で経営悪化により経営破綻し、後任となった前市長が会社の債務を精算するにあたり、議会の議決を得た上で地方自治法等の諸法規に従って補助金を支出しました。

裁判では「経営破綻後の債務精算のために補助金を支出することに、補助金支出の根拠となる公共・公益性があるかどうか」が争点となり、判決では「経営破綻後の支出は公益性があると

はいえず支出の判断をした前市長に裁量権の逸脱があった」とするものでした。

前述の判決は高等裁判所での判決であり、最高裁判所がどのような判断をするか今後注目をしていきたいと思えます。

さて民間企業の場合、特に中小零細企業では、経営者が個人の資産を担保に提供したり、連帯保証になるといったように、会社経営にすべてを懸け、万が一倒産という場合には、すべてを投げだすことが多々あります。

私もその様な考えを当然のごとく持っている民間企業の経営者出身であり、就任してから行政の仕組みを知ることにつれ、「民間企業の経営者に比べて行政は緊張感がない、万が一政策の失敗で町に損害を与えても、直接首長が賠償責任を持っていないのは、ある意味気楽であるな」という不謹慎な考えを過去に抱いたことが思い出されます。

広島高裁の判決文の紹介記事を見ながら、就任当時抱いた素朴な思いが司

法場で問われ、我々行政を執行する立場の者は、法律に従い議会の議決を得られた場合でも、市や市民に損害を与えた場合、個人で賠償をするという気概、覚悟を持ち政策の執行に努めなければならないとあらためて思いを強くしました。しかしながら一方で、何億という金額を個人で賠償出来るか、それだけの資産を持っていないければ首長にはなれないのかという思いが錯綜しますが、司法が行政に対し厳しい対応をしているということは間違いない事実であり、また首長の責任の重大性というものをあらためて肝に銘じなければならないと思います。

毎日の決断が果たして本当に市民の為になるか、自問自答しながら過ごしつつ。

平成14年1月30日

潮来市長 今泉 和



早坂 光枝

潮来市合併1周年記念・NHK水戸放送局開局60周年記念

## 「民謡をたずねて」公開録音

潮来市ではNHK水戸放送局と共催で、「民謡をたずねて」の公開録音を行います。

観覧をご希望の方は、往復はがきでお申し込みください。入場無料です。



本條 秀太郎

〇と き

4月27日(土)

[開場] 午後2時15分

[開演] 午後3時(終演予定4時30分)

〇と ころ

潮来市立中央公民館体育室(潮来市日の出3-11)

〇出 演

(唄) 早坂 光枝 ほか  
(三味線) 本條 秀太郎 ほか

〇申込方法

「官製往復はがき」の往信用裏面に住所・氏名・電話番号と、返信用の宛名を記入してお申し込みください。  
1枚で2名様が入場できる整理券をお送りします。  
なお、応募多数の場合は抽選となります。

〇あ て 先

〒311-2493 潮来市辻626 潮来市役所・企画財政課  
「民謡をたずねて」係

〇締め切り

4月8日(月) 必着

【問 合 せ】 ●潮来市役所・企画財政課 ☎63-1111 内線215  
●NHK水戸放送局 ☎029-232-9810

往復はがき記入について

|                                               |                                                                           |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ・ご自分の郵便番号<br>・住 所<br>・氏 名<br>・電話番号<br>をお書き下さい | <input type="checkbox"/> 311-2493<br>潮来市辻626<br>潮来市役所・企画財政課<br>「民謡をたずねて」係 |
| 往信(裏)                                         | 往信(表)                                                                     |
| 入場整理券等を印刷し返信いたします                             | <input type="checkbox"/> □□□□□□<br>ご自分の住所・氏名・郵便番号をお書き下さい                  |
| 返信(裏)                                         | 返信(表)                                                                     |

潮来市となり、もうすぐ1年ですね。「広報いたこ」も昨年4月から無事1年間発行できました。皆さまに潮来市からの情報を分かりやすい内容でお届けしてきてつもりですが、まだまだ分かりにくい行政用語が多く、理解しにくいという声も耳にしています。更に充実した紙面作りため、些細なことでも結構ですので意見をどんどんお寄せください。▽景気はまだまだ『冬』ですが、陽ざしは、誰に対しても公平に降り注いでくれ、『春』を感じさせてくれます。▽様々な理由で『いたこ』から転出する方、4月から新たな生活を迎える方も多いと思いますが、『潮来ってどんなところ？』と尋ねられることがあるでしょう。『潮来はこんなにすばらしいところがある。』と教えてあげてください。派手な宣伝をしなくとも、その良さが伝わるはずですよ。もう一度自分の足で歩いて再発見してみませんか、『いたこ』のすばらしいところ。(す)